

第4期静岡県医療費適正化計画の概要

1 計画の根拠等

根拠	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。（法第8条） ・都道府県は、基本方針に即し、都道府県医療費適正化計画を定める。（法第9条）
基本理念	「県民の生活の質の維持及び向上を図ること」を基本理念とし、県民、医療機関、保険者等の関係機関と協働し、「健康寿命の延伸」、「県民の幸福度の最大化」を目指す。
第4期計画期間	2024年度から2029年度の6年間（令和6年度から令和11年度まで）

2 計画の概要

構成（章）	概要						
1 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民の生活の質の維持及び向上を図ること」を基本理念とし、県民、医療機関、保険者等の関係機関と協働し、「健康寿命の延伸」、「県民の幸福度の最大化」を目指す ・保健医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画、国民健康保険運営方針等の健康福祉政策と調和を図り、保健・医療・介護・福祉の一体的な取組を推進 						
2 医療費の概況と取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・国民医療費の分析（診療種類、年齢階級、傷病分類等） ・都道府県別国民医療費の分析（本県は全国平均より低い水準を維持している） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>2021年度</th> <th>本県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人当たりの医療費</td> <td>33万7,500円</td> <td>35万8,800円</td> </tr> </tbody> </table>	2021年度	本県	全国	一人当たりの医療費	33万7,500円	35万8,800円
2021年度	本県	全国					
一人当たりの医療費	33万7,500円	35万8,800円					
3 県民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのビジョン・大目標 ・特定健診・特定保健指導等の実施による生活習慣病対策の推進 ・糖尿病等の重症化予防の推進 ・たばこ対策、予防接種の取組の推進 ・高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 						
4 医療の効率的な提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの深化・充実 ・疾病・事業、在宅医療ごとの医療体制の構築 ・医薬品の適正使用、後発医薬品及びバイオ後続品の使用推進、医療資源の効果的・効率的な活用 ・医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 						
5 医療費の推計等	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の分化・連携の推進の成果等を踏まえた医療費の推計及び保険料の試算（医療費は本計画の事業実施・目標達成により、毎年概ね120億円程度の適正化効果） 						
6 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の公表や調査・分析、実績評価等を通じた計画の評価 ・計画の進行管理に向けた関係団体等の役割分担、健康増進計画や保健医療計画等に基づく推進体制の構築と取組の実践 						